

令和 2 年 4 月 22 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴口 里則
[公 印 省 略]

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
介護報酬の柔軟な取扱いを整理した図について
周知のお願い（第 2 弾）

拝啓

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

非常事態宣言が全都道府県に発令され、いつどこで感染が広がってもおかしくはない状況の中、支部長の皆様におかれましては、感染しない、感染源にならない、高齢者を守るという同じ思いで、様々な対応に奔走されていることと存じます。

厚生労働省から発出されている事務連絡につきましては、令和 2 年 4 月 14 日付でケアマネジメント業務の弾力対応を整理した図をお送りさせていただきましたが、今回は第 2 弾として介護報酬の柔軟な取扱いについてまとめました。全国の職能団体として、仲間である介護支援専門員の皆様がとっさの判断に迷わないよう、敢えてシンプルな言葉で明快に表現いたしました。また、合わせて事務連絡をご確認いただけるよう該当部分の抜粋も記載しております。

事務連絡等の解釈については、自治体によっては担当者の異動直後ということもあり、ばらつきがあることを伺っております。不適切なローカルルールが生じかねない事態も危惧しておりますので、地域において行政と話し合いをする際にも、この図を活用いただければ幸いに存じます。

貴支部におかれましては、地域支部および会員の皆様へ周知を宜しくお願いいたします。当協会ホームページにも掲載いたします。

引続き、現場での支障等がございましたら、ご連絡をお願いいたします。

敬具

一般社団法人日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地 金子ビル 2 階
TEL:03-3518-0777 FAX:03-3518-0778
E-mail soumuka@jcma.or.jp